

参議院社会労働委員会会議録第二十四号

昭和三十五年四月十三日(水曜日)午前
十一時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

大谷藤之助君
鹿島 俊雄君
紅露 みつ君
徳永 正利君
小柳 勇君
田畑 金光君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

政府委員

労働政務次官 赤沢 正道君
労働省職業安定局長 堀 秀夫君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の会議に付した案件

○身体障害者雇用促進法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(加藤武徳君) ただいまから
委員会を開きます。
身体障害者雇用促進法案を議題とい
たします。

御質疑のおありの方は順次御発言を
願います。

なお本日は、労働大臣がのつぎな
らない会議を持っておられるようであ
りまして、労働省からは赤沢政務次官
が出席をされております。なお、担当
局長として、堀職業安定局長が出席を
いたしておられます。質疑のおありの
方は逐次御発言をお願いいたします。

○藤田藤太郎君 私は、身体障害者雇
用促進法という今度の法律が出て、
今、開会前に、坂本委員から身体障害
者を雇用するにはどうすればいいかと
いう、この前提案した問題の説明があ
りました。ただしかし、雇用という
問題は、雇用、就労をさせていくとい
う行政的な意欲、こういうものが就労
の場を作るというこの政策と申しま
しょうか、また、雇っている使用者に
おいても、人権尊重というような格好
のものが、今日世界の流れだと思つて
います。そういう中から、たとえば雇用
と、雇用している者の労働者の生活維
持、こういう工合に考えてこなければ
ば、単に身体障害者だけのこの問題、
この法案自身が手ぬるいのでありま
す。全体の雇用促進ということではな
い、健康で働きたいという人が雇
用、要するに就労の機会を失っている
という条件が他にあったときに、この
問題が実効が上がるかどうかという
ところに私は大きな問題点があると思
うのです。ですから、一般に完全雇
用がしかれて、雇用関係においては失
業者がない、日本でいわゆる後進国特

有の潜在失業者の要素をもって、それ
が一つも進展をしてない今日、工業国
といわれ、日本は政治的には世界の六
大工業国といわれ、また、宣伝をし、
しかし、雇用構造については、就労構
造については、むしろ後進国並みの潜
在失業者、不完全失業者という状態に
何らメスを入れない、こういう格好
で、私はこの雇用をはかっているとい
う精神、気持というものが実現する
どうかというのを非常に疑うもので
す。ですから、私は、きょうは大臣に
来てもらって、そういう考え方を聞
きたかったんです。ところが、非常
に御熱心な政務次官もおいでになっ
ていますので、また大臣は大臣とし
て、――政務次官、安定局長のお考え
を、きょうは時間もありませんから聞
いてきたい、こう思うのです。私は
そういうことを考えて参ります。日
本の要するに労働力の配置の問題を
一つ見ても、雇用労働者は餘々であ
りながら拡大増加している。しかし、
一つは自営業者的な商売、要するに物
資供給機構に携わっている人や、非常
に排作面積の少ない農業人口というもの
がある。だから、政府が所得倍増論
を言ったところで、案を立てたとなん
に被疑をしようというような格
好、政府の発表している経済の所得の
面から見ても、一つは十で一つは一と
いうような格好で、農業労働者の所得
なんか出てくるというような格好
で、私は非常に将来の雇用の問題をつ
かむのに苦心をしているところなんで

す。ですから、やはり国は経済政策、
外交政策、いろいろな政策があるで
しょうけれども、何と云っても労働行
政としておやりになるには、日本の
労働力がどういう工合に配置されて、
雇用労働者だけではないということ
であつてはいかぬと、全日本の労働力と
いうものを、どういう工合に配置して
いくか、それには経済の政策をどうし
ていくかというようなこと、それから
雇用計画というようなものを私は立
ていかなければ、労働省が日々ほと
うの実態の把握を持ち、その上で計
を立てていかなければ、私は問題はつ
まびらかにならないし、この法案も実
効が上がらないんじゃないか、こうい
う工合に思っているわけです。だか
ら、二、三私は労働省の考え方を、こ
の際、法案の具体的な問題に入る前
に、聞いておきたいと思つたのですが、
この前も少し聞きましたけれども、時
間がなかったもので、途中半端になつ
ております。だからまず第一に聞きたい
のは、日本の経済の成長率というもの
を、経済企画庁が出しているわけだ
けれども、その雇用率がどういう工
合になつていくのか、その計画を私は
聞かしてほしいのです。よく第一次、
第二次、第三次産業の中で、どうい
う工合に変化していくというのが、抽
象的に出て参りますけれども、まあ五
年か六十年までの実績はどうなつて
いるか。六〇年から六五年までの計画はど
うなつていくかということを、労働

省、聞かしてほしいと思います。
○政府委員(赤沢正道君) 後半の数字
については、今局長の方で調べてお
りますから、また御説明すると思いま
すけれども、今、坂本委員の社会党案の
御説明を聞きまして、私もあらかじめ
読んでおいたのですが、説明を聞いた
のは今初めてであります。まことに綿
密に計画してあつて、考えようによつ
てはもう政府案より数歩進んでおるほ
どだと思つて、ただ、初めてこう
いうものをいたします際に、やはりわ
れわれといひましたしましては、今日の
経済全般をにらみ合わせ、さらには使
用者側の立場、産業の実態等も勘案し
て、こういうふうにいきなり指名雇用
であるとか、あるいは解雇し易い場合
の承認だとかこういふことを、ま
た、雇用率もここまで綿密に法案に一
べんにはうり込んで、さらに罰則はな
いけれども、つけるのは望ましいとい
うところまで進むということにちやう
ちよとしておるわけで、やはり近い将来
にこういう方向に向かつていかなけれ
ばならぬことは私は当然だと思いま
す。今藤田委員の御質問は大局的から
のお話でございますが、この前の御質
疑でも、一体失業者の実態を十分労働
省は把握しておるのかというふうな
御質問があつたわけでありまして。完全
失業者の数や、また、その中の一部の
実態というものが明らかにされてお
りますが、私どもが実際のことを申し上
げると、今一番困つておるのは、不完
全就労の実態がどうか、私が労働

働省に入りまして、まず第一番にこの問題を突き詰めにかかりましたところ、実際言いますと、まだ中身が明らかになっておらず、これがやはり後進性、雇用問題についての後進性を今藤田委員から御指摘になりましたが、多くの問題は私はここにあるのではないかと思ふわけでございます。何といつても非常に人口が多いし、従つて、失業者、さらには不完全就労の人が非常にたくさんある。そういう意味から申しまして、やはり優先的にこゝまで強い雇用促進法を出すということにちゅうちょせざるを得ません。それに先立つて今藤田委員が言われるような就業者の実態というものを調べて、これに対する全般の雇用計画はどうかというふうな御質問でございしますけれども、この方面を計画的にやつていくことがまず先行するべきものでもあると思ひます。私どももいたしまして、経済企画庁が中心になつてやつておりますが、労働省ももちろんこれに参画をいたしまして、それも現に検討をしておるわけでありまして。ただいまは、局長の方から御説明をいたします。

○政府委員（堀秀夫君） わが国の雇用構造がどのような方向に向かつて発展していくべきであるかという問題につきましては、ただいま藤田委員御指摘になりましたように、現在までのわが国の雇用就業構造には、先進諸国に比べて相対的に面があるわけでございします。その中でやはり最も大きな一つの特徴として指摘しなければならぬことは、第一番目に、就業者の中に占める雇用人の割合が先進の諸外国に比べて、わが国では非常に少ないといふことが第一点、それから第二点といたしまして、産業構造の中におきまして第一次産業の就業者の割合が高い。同時に、第三次産業の就業者の割合も、これも相当高いと、この点が特徴でございします。それと並びまして、大企業に雇用される者の数、それから中小零細企業に雇用される者の比率は、中小零細企業に雇用される者の比率は、中小零細企業に雇用される者が非常に多い。これが第三の特徴である。この三つの点がやはりわが国のいわば二重構造と申しまするか、先進諸外国に比べて、いろいろ分析しました上で、大きな特色になつておるものではないか、このように思ふわけでございします。

そこで今後のあり方について、どうあるべきかという問題でございします。私はこれは根本的には経済規模を拡大することによつて、就業者及び雇用人を吸収する余力を拡大していく、これが根本の施策でなければならぬと思ひます。すなわち就業者に対する雇用者の比率というものを増大させていくといふこと、それから第二番目に、特に第二次産業におけるところの雇用者の率を引き上げていくという方向に進んでいかなければならないと思ひます。そこで数字になりますけれども、ただいま手元にあまりこまかい資料を持ち合せておりませんが、大体のところを申し上げますと、いわゆる新長期経済計画によりますと、こ

れは三十一年度から三十七年度にかけての一応の見通しを策定しておるわけでございします。三十一年度の総人口の平均は九千二百八十八万でございします。これを昭和三十七年度においては九千四百五十九万になると、このように推定しておりますが、その際における就業者総数は三十一年度平均が四千二百一十一万であるのに対して、三十七年度は四千五百六十八万、このように見込んでおるわけでございします。それから三十一年度から三十七年度を平均いたしまして、就業者というものは一年に大体六十万平均伸びていくということになるわけでございします。それから雇用者につきましては、昭和三十一年度平均が七百八十三万、これを昭和三十七年度は二千三百二十三万、このように見込んでおります。それが年度平均にいたしますと、これは八十三万といふこととございします。換言すれば、就業者に対するところの雇用者の伸びといふものを相当大きく見積もつておるといふこととございします。結局ただいま就業者が年度平均六十万、雇用者が八十三万といふこととございしますから、いわゆる自営業主、家族従業者といふものは、年度平均で約二十万人程度ずつ減少していく、このように見込んでおるわけでございします。

なお、これをさらに新しい最近の考へ方を取り入れて、どのような方向でさらに練り直していくかという問題については、ただいま経済審議会において御検討を願つております。これはこの新長期経済計画に一応見通してありますものを最近の経済情勢の推移及び最近の所得倍増論等の新

しい考へ方を取り入れまして、練り直していくことが必要である、このように思つております。その際における根本的な考へ方といたしましては、先ほどもちょっと触れましたが、まず第一に、経済の発展をはかつて経済規模を拡大して、就業者及び雇用人を収容する余地を増大させていくということとを根本的な考へ方といたしました。それと並びまして、その雇用の伸びといふものは二次産業を特に中心に考へていくといふこと、それからもう一つは、ただいまも御指摘がありました、わが国においていづゆる完全失業者といふものは、大体年平均五十万から六十万といふ数字でございしますが、それ以外に、ただいまお話しになりましたような不完全就業的な存在あるいは潜在的な存在が多数あるといふことと

ございします。これらのものでございまして、一つは最低賃金制等を中心とするところの賃金政策の発展、それからこれと並びまして社会保障制度の拡充強化によるところの社会保障の整備、こういう問題をあわせて考へていくことが必要であらうと思ひます。なお、それと並びまして、この労働力の質を向上させるということがやはり非常に急務であると考えております。いわゆる求人、最近の状況を見ても非常に多いといふこととございします。が、必ずしも求職がこれに結びつかないといふことの背後には、産業自体は技能労働力というものを非常に需要しておるわけでございしますが、技能労働力といふものがやはり非常に不足しておるということが指摘されるのでありまして、これにつきましては、職業訓練計画というものを大規模に計画的

に拡充発展させていく。そうしてわが国における技能労働力というものを計画的に大幅にふやしていくということが必要であらう。

○藤田藤太郎君 それもつかまずに経済計画の中に雇用計画を立てるなどというのにはナンセンスじゃないですか。どう思つておられるのですか。私も企画庁に行つて先日調べて参りましたけれども、企画庁にもそういう資料がないのです。残念ながら。企画庁がこういう印刷して持つて参りましたけれども、これにも三十一年度のやつが、大ざっぱな産業で、たとえば工業、石炭、建設、製造業、卸、小売、通信、サー

○藤田藤太郎君 いま言われたことは、この前もそうだし、経済企画庁もそういうことを言つておるので、非常に抽象的で、労働行政というものはそんな抽象論でやるものじゃないと思ひます。だから、私はこの前のときと重複しないような面での前も議論しましたから、具体的な問題を開きます。

ビスというような格好で出ています。それも三十一年の資料なんです。私は三十一年の大ざっぱなものが、これも実際かどうかはよく判断がつかないのですけれども、こういうものしか経済企画庁でもない。ましてや労働省でこれだけ科学、機械の発展、生産増強の新しい設備が拡大して生産増強や。これは自然の流れなんで、人間の生活にとってこれを食いとめることは私はできないと思うのです、生産増強というのは。人間の能力で生産増強の機械を作る。そういう設備で生産を増強するというのは自然の流れで、そういうことの中から国民生活をどう引き上げていくという答えが出てこなければならぬ。そういうことも把握しないで雇用の拡大をする、これは何兆投資したから、これでそれじゃどの産業ならどうで、どの産業ならどうだという工合に雇用の計画立たないのじゃないですか。結局どこへいくかという、おこぼれちやうだいの零細企業や、中小企業の中へみんな就業したいというものを押し込んでいって、産業の二重構造だ、就業の二重構造だということ、これを直すんだ直すんだと言ったところで、計画何にもないじゃないですか、それはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(堀秀夫君) いわゆる投資に対して雇用がどれだけ伸びるかという問題は、いわゆる雇用係数の問題でございまして、これによって各産業別にどのような投資が行なわれ、どのような設備増強が行なわれるという場合に、どのように雇用が伸びていくかという点の大ざっぱな見通しがついていくというところは御指摘の通りでござい

ます。それらの点につきまして、目下経済審議会等にもお諮りして、今の新長期経済計画をいろいろもう少し地固めしていく必要があるというところは、われわれもその必要性は認めております。そこで、先ほど申し上げましたように、最近の経済構造の変革であるとか、新しい考え方を取り入れてさらに練り直す必要があると認めて作業をしておると申し上げましたのは、そういう点も一つの大きな検討問題として、われわれは検討を進めなければならぬという考え方を持っております。これを中に入れたつもりでございまして、ただいま御指摘のような点もさらに具体的に研究を続けまして、これを地固めの資料にしていくことが必要である、このように考えます。

○藤田藤太郎君 それはきょう始まった問題じゃないに、ここで私が問題にするからこれからやっていくという答弁じゃ私にはならないと思うので、歴史を振り返ってもらったらわかるように、毎年労働行政の中では当然こんなことは把握してつかむべき問題だと私は思うのです。それもつかんでおらぬで、今後やる時にそういうことも考慮しますと言ってみたと、それこそ私は労働省の、就労をふやすとか雇用計画をするというのは怠慢きわまりないと思うのです。で私は、そういうことが明らかにならぬと、これは経済企画庁の書類でなければ、この三十一年の例を一つとってみまして化学産業は一億円の投資に対して九・八で、すよ、一千万円。三十一年で一千万円しても、まだ就労一人の場ができない、こういう数字が出ています。段階的に機械産業は一七五、そういうもので

九・八と一七五、紙類なんか二一・六とか金属関係でも二一・六、こういう数字が、三十一年の経済企画庁の数字なんですが、日進月歩の激しい今日これが半分になったり、三分の一になったりしているところもたくさん私はあると思う。そうなるいろいろな投資されて経済拡大、経済拡大といわれるけれども、経済拡大したところで生産だけ拡大する、設備と生産だけは拡大したって雇用計画なんて立ちつけないじゃないですか。私はそういう状態の中なのに、労働省がこういうものを頭に入れないで雇用計画を立てるとしてどういう工合に立てていけるか、私は非常に疑問に思っている。これはまあ一点です、具体的な問題なんです。

それから次の問題は、所得倍増論で七・二%というやつが一応挫折しました。そして農業所得が二・五、他の所得が九・何ぼ、一〇という格好で、七・二%という格好で所得が倍増しにならぬということ、今挫折して再考されているようでございまして、しかし、経済企画庁の面から見ると、農業の所得はこれは二%しか見込んでいない。その労働者というのは、私は最近地方を少し回って見ましたが、農村の都会近郊の中学卒業生というのは、農家に一人も残らぬそうです。全部中学卒業生は就労の場がある、最近、労働省から御報告されている通り、そうして、肝心な世帯を持った青年、壮年の失業者が、職場がないという状態なんです。これは結局、産業予備軍といえますか、肝心の労働力のある者が就労の場がないという現象は、私は、単にこれは一地方の現象じゃな

いと思う。これは全国的なそういう学卒に対する就労の場はできておるけれども、農業労働力といえますか、そういうところにとくさん潜在している労働者をどうつかんでいくかというように第一の問題も、私は雇用計画を立てる考慮の第一になってくるんじゃないか。それと受け入れ態勢の設備投資がたくさん……、経済の拡大、生産の拡大、設備の拡大というけれども、就労には変化がないという条件、こういうものを考えずして雇用計画は立たない、こう思う。やはりそういう点は、経済企画庁がどうあると、労働省として事態を把握して、どうすべきかということをお考えになるのが当然だと私は思う。

それから、もう一つの点は、国際共通の、やはり労働時間の問題で、労働時間を短縮して雇用を拡大するということが、これも私は当然のことだと思ふのですが、この計画はありますか。今の所得倍増の農村計画、農村労働者の労働力をどうするかということ、時間短縮をどういう工合にやっていくという計画はおありですか。おありであつたらお聞かせ願いたい。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま藤田委員の、労働省は何もそういうことの必要性を認めておらぬで雇用計画を立てているのはおかしいじゃないか、こういう御質問でございしましたが、決してそうではございません。これは私も再三申し上げておりますように、そういう問題がやはり必要であるというところ、その必要性はわれわれ十分認識しております、そのために、現在、経済審議会なり、あるいは労働省といたしましては、内閣の雇用審議会

等にもそのような考え方を諮りいたしまして、衆知を集めて、それらの問題を織り入れた計画の練り直しというものが必要であると考えて検討しております。ただ、ただいまちょっとお話がありました、最近の技術革新に伴いまして、技術の進歩、革新という方向が非常に目ざましいものがある。従いまして、それらをよく見きわめまして雇用計画というものも検討していかなければならないということでございます。それから、作業は非常に複雑多岐にわたるわけでございます、短時間の間にできない。そのために、われわれは目下大いに検討を重ねておる、こういう段階なのでございます。

それから次に、労働時間の問題でございまして、これにつきましては、われわれは労働時間短縮の方向に進むということは、これは方向としてはまことに望ましいことであり、われわれとしては、その方向に進めていかなければならぬと考えております。特に問題になりますのは、労働基準法の定める労働時間、これを各事業所で守ってもらうということが、まず第一の問題でございまして。

それから第二の問題としては、特に大企業等におきましては、交代制の採用その他の合理的な方法によって、労働基準法の枠内において、さらに労働時間を短縮する方向に持っていくということが望ましい、この二つの方向があるわけでございます。これにつきまして、労働省といたしましては、日経連その他の使用者団体にも呼びかけまして、ただいまのような方向を使用者としても持っていくように検討して

もらいたいという申し入れを労働大臣からいたしております。また、内閣の雇用審議会におきまして、この労働時間短縮の問題というのを一つの大きなテーマとして取り上げていただいております。まず第一に出てきておるのは、ただいま私が申し上げたような方向が望ましいということが出ております。それから、いかなる方向でこれを進めていくかということが、第二の問題になるわけでございますが、これにつきましましては、雇用審議会にも内閣総理大臣からたまたま諮問を申し上げておるところでございます。雇用審議会におきましても、これは労使その他学識経験者のトップ・レベルの方々が御参加になっておられますので、これをいかなる方向で進めていくかという点につきましまして御検討を願った上で、われわれとしては、それに基づいて施策を進めていきたいと考えております。

○委員長（加藤武徳君） ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（加藤武徳君） 速記を始めて下さい。

○藤田藤太郎君 だから今言いました資料を私は出してほしいと思うのです。今の答申に対する就労の場が、最近どうなっているかという資料を一つ。

それから、そうしますと、ことしの投資計画の中で、どういう工合に雇用に変化があるかということが、すぐわかるわけですから、これが一つです。それから今の農業労働力の配置がどうなっているか。その就労の傾向の問題を、これは農林省と一つ相談して出

してほしい。

それから時間短縮の問題は、今お聞きしていると、雇用審議会とこうおっしゃいますけれども、単に労働省は、行政の面で法律でまきり云々ということがあるんですが、失業対策の行政の面はたくさんあるもので、基本的な問題がそういうところで審議されたり、国会で審議されるのはいけません、それを審議する確かな資料をやはり労働省としてはあらゆる努力をして作って提供しないと、私は確かな案というものは出てこないと思いますから、その点が一つです。

それから、今度は質問ですが、三十四年から三十五年の経済の成長の問題が出て、それから三十四年から三十五年の経済成長、投資という問題で、私は長くなりますから言いませんけれども、明らかにだんだん今の状態ではなりつつある。しかし、この状態が、来年の春、再来年までも、新聞では盛んに言っているけれども、この経済の動きというものが続くのかどうか、ペーパー・プランでは私は何にもならないと思うのです。国内需要のないところへ貿易待ち経済、こんな格好のものが続くのかどうか。もしも三十二年のようなことになったら、膨大な失業者が街頭にほり出されるという問題もある。単に、経済の計画は政府や企画庁が立てるのだから、労働行政というものは下請業だというつもりで雇用問題を見てもらっては太へんことになると思う。これは一つ次官、そういう今の労働行政で何ら不安のない——こ

しは百万万ふえるというのを労働省は盛んに答弁をしているのだから、その基礎をなす経済の動向はどうかという御見解を次官から一つ承っておきたいと思ひます。

○政府委員（赤沢正道君） どうも難問で、私からその的確な見通しをと言われましても、公の席上ですから、ここで勝手なことを申し上げるわけにいかぬのであります。しかしこれは、国の経済政策全般の問題で、私どももいたしまして、過去数回繰り返しましたように、いたずらに設備投資を大きくしてパニックみたいなものを起こしましても混乱するばかりです。さらに大きな失業者などを出すようなことになつては、大へん申しわけがないこととすし、もちろん労働省側といひましても、そういう点もあわせて、経済企画庁とも連絡をとりながら、全般を進めていると私は考えております。その場に行つておるわけではありませんが、しかし、ことしの後半、あるいは明年度の経済全般の見通し等について、私から申し上げるのには、これはいかがかと思ひますから、差し控えたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 私は、一言それでは言っておきたいのですけれども、国内の生産の中で、やはり八〇％から八五％は国内消費と思ふのです。貿易にゆだねるという問題も一〇％か一五％だと私は思ふのです。だから生産がこのようにして拡大していくのに、消費をする面の需要の問題が、需要力、購買力がないところに、生産が何ぼ拡大していったって需要力がなければ操業短縮、首切りという以外に手はないのです。貿易の問題を考へて、貿易は日本が伸びただけよろしい、国内需要もないのに輸出だけよろしいというわけではない、私は何も設備拡大に反

対ではないのです。経済拡大賛成です。経済を拡大して国民生活を引き上げるということは当然のことだから、それは賛成だけれども、それに応じて経済拡大と同じように国民生活の引き上げというのを考えない限り、経済のパニックというものに襲われる、これは常識だと思ふ。そういうところに一切手がつけられないで、一切いとおまり言い過ぎかもしれないけれども、生産にマッチしてつけれないで、単に雇用計画は労働省は下請的な格好でやつておられるような気がするから、そういうことではないのです。だから、これも一つの宿題で、この次お聞きしたいと思ふのです。

それから、それに関連して、たとえば外国の経済計画と雇用計画の関係なんかの資料があったら、私の方でも集めようと思ふが、なかなか集まりにくから、ぜひ労働省で集めて、それを一つ出してほしい、これだけの資料を私はお願いして、きょうの質疑はこのくらいで終わります。

○高野一夫君 私、藤田委員の質問に関連して申し上げてみたいと思ひます。が、私もちょうど藤田委員と同じような質問をかつて五年くらい前に、西田さんが労働大臣のときにぜひぶんどったことがある。どうしても私は納得できなかった。当時西田さんは、高野は何かおれに含むところがあつていじめのじゃないかと言われたくらいですが、そういうときは、雇用問題を中心にして、自営も含めて大きな就業の問題で、計画的な対策を聞いたのだけれども、これが全然われわれの納得する説明がなかった、その後、労働

省はわれわれと互になつてしまつたら、私もそのまゝほうつたらかしておいたんですけれども、正直なところはうたつたかしておいた。今経済の五年計画を立てるとか、七年計画を立てるとかいつて、それで経済企画庁でやっている。その一応の成案ができているのだが、参画して案を立てていくことが私はおかしいと思つてゐる。毎年々々これは就業計画というものは労働省では出なければならぬわけですから、五年計画、七年計画、それはかりにそういう長期の計画でなくとも、来年度の産業経済の対策というものは予算編成のとききまつておるのだから、そうすると、三十五年はどうする、三十六年度はどうする、年々の一年ごとの計画が私にはなければならぬと思つてゐる。農村の二男、三男対策といったところで、二百万といひ、二百五十万といひ、三百万といひつたつて、まるで農村の潜在失業者の数もまだつかめていない、こういうようなことですから、これは今詳細にわたつて、さすがに藤田委員から御質問もあり、要求もありましたが、もう一つ具体的に、たとえば一種、二種、三種という分け方ではなくて、山の方の鉱業なら石炭がどう、石油がどう、一方の工業なら何がどう、もっと詳しい化学工業がどう、造船がどう、鉄鋼がどうというふうな年々の計画、そうしてその計画が済んだあと、昨年の計画はこういうところには間違ひがあつた、こういうところはびつたり合つたというふうなら、修正なり納得なりできると思ふ。だから、五十年計画、十一年計画、七十年計画の経済計画が立つ、そ

が乱されるばかりでなく、保育のため行なつていられるお話や音楽の時間等も中止しなければならぬ状態にあり、乳幼児の心身の発達に多大の悪影響を及ぼしてゐる実情にあるにもかかわらず、これらの損害を補償することを目ざつて制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」の施行令第一条に規定されている補償の対象範囲のうちに保育所が含まれていないことはきわめて遺憾であるから、児童福祉法による保育所を同法施行令第一条の補償対象のうちに追加せられたいとの請願。

第一六九六号 昭和三十五年三月二十八日受理
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 石田隆一

紹介議員 坂本 昭君

日雇労働者健康保険については、昭和二十八年法制定以来数回にわたる改正により、逐次内容改善が行なわれてきたが、その内容は、政府管掌の他の労働保険と比較し極めて劣悪であるから、(一)国庫負担を大幅に引き上げること、(最低五割)(二)療養期間、傷病手当、出産手当の給付期間を健保なるに延長し、待期間を撤廃すること、(三)受給要件を満たすまでの二箇月の待期間を撤廃すること、(四)被扶養者の療養給付を七割に引き上げること、(五)給付を受けている間に他の疾病がおきたり、被扶養者が疾病にかか

つたときに受給資格がない場合でも受診できるように特別措置をはかること、
(二)健康保険法第十三条、日雇労働者健康保険法第六條を改正し、従業員一人でも強制適用事業所とすること、
(七)強制適用事業所を強制適用事業所とすること、(八)指定市町村の早期指定と、ここの現金給付をはかること、
(九)被扶養者の認定については、法第三条の精神を生かし、十六才から六十才までの認定制限を撤廃すること、
(一〇)厚生年金を適用すること等
日雇労働者健康保険法の一部改正を即時実現せられたいとの請願。

第一七三〇号 昭和三十五年三月三十日受理
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

請願者 大阪市港区南市岡町二ノ二五大阪建設労働組合
合港支部内 浜坂新一
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

第一六九七号 昭和三十五年三月二十八日受理
労働福祉事業団の退職金規程制定に関する請願

請願者 広島県呉市広町弥生新開一、四七七中国労災病院職員組合内 楠光雄外百七十一名
紹介議員 藤田 進君
労働福祉事業団の監督者たる労働、大蔵両大臣は、旧労災協会当時に「労災病院設置要綱実施細目」において規定されていた基準を基礎とする「労働福

祉事業団退職金規程案」を認可せず、他の公庫、公団との均衡を理由に「大蔵省基準案」を一方的におしつけようとしているが、これはあまりにも不合理な措置であつて、被災労働者の医療に懸命の努力をされている事業団職員をますます窮地に追い込むものであるから、本事業団の退職金規程が前記の「実施細目」の規定を下回らない基準で一日も早く制定され、職員が安心して医療に専心できるよう、第二十六回国会参議院における付帯決議尊重の立場から政府に適切な勧告を行なわれたいとの請願

第一七〇〇号 昭和三十五年三月二十八日受理
労働福祉事業団の退職金規程制定に関する請願

請願者 山口県小野田市大字小野田一、三一五ノ四山口労災病院職員組合内 西並卯一外百四十四名
紹介議員 木下 友敬君
この請願の趣旨は、第一六九七号と同じである。

第一七〇一号 昭和三十五年三月二十八日受理
労働福祉事業団の退職金規程制定に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市沢津町愛媛労災病院職員組合内 渡辺為雄外六十八名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一六九七号と同じである。

第一六九九号 昭和三十五年三月二十八日受理
労働福祉事業団の退職金規程制定に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町大字高徳六三二珪肺労災病院職員組合内 曾田健一外八十三名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一六九七号と同じである。

第一七〇二号 昭和三十五年三月二十八日受理
労働福祉事業団の退職金規程制定に関する請願

請願者 和歌山市深山二国立和歌山病院内 大橋義晴
紹介議員 藤田藤太郎君
厚生省においては貧困結核患者等が唯一の療養生活のよりどころと頼む国立和歌山病院を縮小閉鎖しようとしているが、国立病院による療養の重大性にかんがみ、和歌山県、とりわけ紀北全域における国立医療機関が全然なくなるような措置は、今後どんな混乱と悲劇が起るかも知れないから、地方行政への悪影響等あらゆる角度から検討せられ慎重審議の上、次回国会において、本病院の縮小閉鎖絶対反対と整備拡充についての決議をせられたいとの請願。

第一七〇三号 昭和三十五年三月二十九日受理
労働福祉事業団の退職金規程制定に関する請願

請願者 岡山市築港緑町一岡山労災病院内 池田豊外百四十名
紹介議員 江田 三郎君
この請願の趣旨は、第一六九七号と同じである。

第一七一八号 昭和三十五年三月二十九日受理
労働福祉事業団の退職金規程制定に関する請願

請願者 北海道岩見沢市東乙一、七五二岩見沢労災病院内 小玉道郎外百五名
紹介議員 米田 勲君
この請願の趣旨は、第一六九七号と同じである。

第一七〇四号 昭和三十五年三月二十八日受理
国立和歌山病院縮小等反対に関する請願

請願者 和歌山市深山二国立和歌山病院内 大橋義晴
紹介議員 藤田藤太郎君
厚生省においては貧困結核患者等が唯一の療養生活のよりどころと頼む国立和歌山病院を縮小閉鎖しようとしているが、国立病院による療養の重大性にかんがみ、和歌山県、とりわけ紀北全域における国立医療機関が全然なくなるような措置は、今後どんな混乱と悲劇が起るかも知れないから、地方行政への悪影響等あらゆる角度から検討せられ慎重審議の上、次回国会において、本病院の縮小閉鎖絶対反対と整備拡充についての決議をせられたいとの請願。

第一七三四号 昭和三十五年三月三十一日受理
医療施設の恒久化及び不燃化のための建築費助成に関する請願

請願者 東京都南多摩郡多摩村和田一、五四七財団法人厚生荘療養所理事長 牛尾アイ外一名
紹介議員 常岡 一郎君
大正から昭和初期にかけて結核撲滅の

ために国をあげての緊急施策として設立された結核病院、療養所は、その構造設備等の恒久性及び不燃性などを考慮するにとまもなく建設されたバラックに近い木造施設がその大半であり、すでに五十年に近い年月を経過しているため、年々ばく大な補修費を要している上に、火災、台風、地震等の場合には憂慮すべき事態となることも考えられる実情であるが、現行の診療報酬による病院経済では平常の運営経費がようやくで施設の恒久化及び不燃化等とはとうてい実現不可能であるから、これが社会保険施策としての重要性にかんがみ、結核病院、療養所を施行対象として、現行法令の総合緊急活動により特例をもって、すみやかに国庫補助又は特別長期低利の金融の手段を講ぜられたいとの請願。

第一七三六号 昭和三十五年三月三十一日受理
消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の一部改正等に関する請願

請願者 秋田市西根小屋上町一三秋田県学校生活協同組合長 高橋義外二名
紹介議員 岩間 正男君
近年生活協同組合は、消費者大衆の要望によつて漸次発展し、現在全国の活動組合約千二百組合、その組合員数は約百七十七万人で年間事業量は約三百七十億円となつており、国庫からの長期低利融資金の必要はますます増大しているが、現状はかえつて国庫融資わくが年々減ぜられて行く一方であることはまことに遺憾である。昭和三十四年度においては、一般予算においてわずか八百万円の国庫融資わくしか認めら

れず、これに対する都道府県から厚生省への申請は二倍以上となつてゐる実情で、せつかく各生協の要望により都道府県において貸付予算措置を講じて、その希望の半ばしか達せられず、しかも割当てがない場合は都道府県の講じた予算措置も無に帰するという異例の事態が起こつてゐる状況である。

特に農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合等が、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫等を通じて国庫から多額の長期低利資金を得ているのに比して、生活協同組合は物価安定という重要な社会的役割を持つてゐるにもかかわらず国庫資金融資については極めて冷遇されてゐる現状であるから、この状態を改善するため、当面「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」を改正し、国及び都道府県において国庫及び各都道府県から生協に対する貸付金をプール化するとともに、国の一般予算からの生活協同組合に対する貸付金のわくを増大すること並びに、厚生年金からの生活協同組合に対する還元融資わくを認めること等の特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一七五二号 昭和三十五年三月三十一日受理

酒癖きよう正施設設立に関する請願

請願者 徳島県海部郡穴喰町

浜口松子

紹介議員 三木與吉郎君

国民の飲酒量が多くなるにつれていわゆる酒乱及びアルコール中毒患者もいちじるしくふえており、そのため、家庭内の悲劇並びに飲酒上の犯罪事件が

ひん発してゐる上に、不良化した青少年も、年とともに多くなつてゐる状況であるから、これらの悲劇や事件を未然に予防するために、かれら自身の更生のために、酒癖きよう正施設をすみやかに建設せられたい。また、ある精神病院において入院中の患者の年令層を統計的に調査した結果によると、十五才から二十五才までの年令層の者が患者の三十二パーセントに及んでゐる由であるが、これでは日本の将来にとつて暗然たるものがあるから、かれらのきよう正と更生のため、酒癖きよう正院をすみやかに設立せられたいとの請願。

第一七五三号 昭和三十五年三月三十一日受理

国民年金制度広報費の予算措置等に関する請願

請願者 岡山県議会議長 大山

茂樹

紹介議員 近藤 鶴代君

国民年金制度は、社会保障制度上面期的な制度であり、十分な広報活動が必要であるが、国の予算はきわめて貧弱で、県市町村に相当の負担をかけてゐる現状であり、所期の成果を得ることが困難視されるから、これらの予算措置には特別の考慮を払われると共に、本制度の運営にあつては、母子福祉年金、年金積立金の運用等について早急に適切な措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十五年四月十五日印刷

昭和三十五年四月十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局